

マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)が始まります

マイナンバーとは

マイナンバーは、住民票に登録されているすべての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

マイナンバーは、**行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤**です。

行政を効率化

行政機関や地方公共団体などで様々な情報の照合や入力などに要している時間や労力が大幅に削減されるとともに、より正確に行えるようになります。

国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、負担が軽減されます。情報提供等記録開示システムによる情報の確認や提供などのサービスを利用できます。

公平・公正な社会を実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、脱税や不正受給などを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えます。

平成27年10月から、12桁のマイナンバー(個人番号)を通知します。

平成27年10月から、住民票の住所に「通知カード」を簡易書留で送付し、マイナンバー(個人番号)をお知らせします。確実に通知カードをお届けするため、正確な住民登録をお願いします。

また、「個人番号カード」の交付を希望する方は、通知カードに同封された申請書を郵送することにより、平成28年1月から、役場住民課の窓口で個人番号カードの交付を受けることができます。

個人番号カードは顔写真付きのICカードで、身分証明書として利用できるほか、e-Taxや電子申請に利用できます。

やむを得ない理由により住民票の住所で通知カードを受け取れない方は居所の登録をお願いします。

東日本大震災で被災された方、DV、ストーカー行為等の被害者の方、一人暮らしで長期間医療機関・施設に入院・入所している方など、やむを得ない理由により、住民票の住所で通知カードを受け取ることができない方は、平成27年9月25日までに住民票のある市区町村に実際に住んでいる所(居所)を登録することにより、居所に送付することもできます。

【居所情報の登録方法】

- ・「居所情報登録申請書」に、本人確認できる書類、居所に住んでいることを証明する書類などを添えて住民票のある市区町村に持参又は郵送してください。
- ・「居所情報登録申請書」はお近くの市区町村、総務省のホームページなどで入手することができます。

平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続きで利用します。

年金、雇用保険、医療保険の手続き、生活保護や福祉の給付、確定申告などの税の手続きなど、法律で定められた事務に限って、マイナンバーが利用されます。民間事業者でも、社会保険、源泉徴収事務などで法律に定められた範囲に限り、マイナンバーを取り扱います。

◎マイナンバーに関する詳細は、内閣官房の社会保障・税番号制度のホームページをご覧ください。また、コールセンターにお問い合わせください。

◆内閣官房 社会保障・税番号制度ホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

◆マイナンバーコールセンター 日本語窓口 0570-20-0178

外国語窓口 0570-20-0291

平日午前9時30分～午後5時30分(土日祝日・年末年始を除く)

【問合先】住民課 ☎388-1115